

5 化学合成農薬に頼らない斑点米カメムシ類耕種的防除栽培技術

(1) 技術のねらいおよび適応条件

本技術は、化学合成農薬に頼らない斑点米カメムシ類の耕種的防除技術である。

本技術を適用できる地域は、一筆の水田面積が広く、額縁部と中央部との分別収穫が可能で、かつカントリーエレベータ等の施設で分別荷受けが可能で、さらに色彩選別機を有する地域である。品種は問わないが、水田内にノビエを繁茂させないことが重要である。

(2) 技術概要

① 畦畔2回連続草刈り技術

畦畔雑草を水稻の出穂3週間前と出穂期の2回の草刈りを行うことによって、効率・省力的に斑点米が軽減できる（図Ⅶ-5-1）。

図Ⅶ-5-1 畦畔2回草刈り技術

② 額縁別収穫技術

斑点米が畦畔周辺に集中している現象を利用した技術で、斑点米が多く含まれる額縁域と斑点米が少ない水田内域とを別収穫、別搬入する（図Ⅶ-5-2）。区分搬入、集積と額縁域の色彩選別機利用によって斑点米カメムシ類に対する薬剤処理を実施しなくても水田内域の米は1等に格付けされる確率が非常に高くなる。

額縁域の収穫は、畦畔から8条目（4条刈りコンバインで2周）までの範囲を基本とするが、その年の病虫害防除所からの斑点米カメムシ類の発生情報、隣接しているほ場の状況（イネ科雑草やイネ科牧草の繁茂・出穂状況）や水田内の斑点米カメムシ類のすくい取り結果を踏まえて、4～12条の収穫幅に調整する。

図Ⅶ-5-2 額縁別収穫技術

③ 色彩選別機利用技術

ほ場全体の玄米を色彩選別機で処理すれば斑点米は除外されるが、大量の玄米を処理するには、時間的、労力的、費用的にも不可能である。しかし、額縁域だけの処理であれば、一筆が1 haの場合、全量のおよそ10分の1の労力での処理が可能になる。

図Ⅶ-5-3 色彩選別機利用技術

(3) 特許にかかる実施許諾の制限

本技術は、平成15年に東近江農業改良普及センターが、滋賀県農業総合センター農業試験場で開発された技術「畦畔2回連続草刈り技術」と「額縁別収穫技術」に、「色彩選別機利用技術」を加えて3技術をシステム化したもので、「JAグリーン近江・ヒノヒカリ特許栽培生産部会」で実践されている。

平成16年1月には滋賀県とJAグリーン近江、JA北びわこ、JA東びわこ、JA草津市、JA今津町、JA甲賀郡、JAレーク伊吹の8団体で共同出願し、平成21年10月に特許を取得した(特許第4391253号)。

本技術の使用を明示した米を販売する場合、実施許諾制限がかかることがあるので、実施するに当たっては最寄りの農業農村振興事務所へ相談する。